

第六十号議案

東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都産業労働局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十八号）の一部を次のように改正する。  
別表五の項中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同項イ中「第二項」を「第三項」に改める。

附 則

この条例は、肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）の施行の日から施行する。

（提案理由）

肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。